

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にかかる
京都府知事メッセージ

7月は、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。

この強調月間においては、行政機関や関係団体、地域住民の方々などが協力・連携して、青少年の非行・被害の防止に関する取組を全国で集中的に展開します。昨年度に続き今年度もインターネット利用に係る青少年の性被害の防止を最重点課題とし、有害環境への適切な対応や薬物乱用対策の推進などについても重点的に取り組むこととしています。

昨今、小学生の約3人に1人はスマートフォンを持ち、またスマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を始めとする新たな機器・サービスが急速に普及するなどし、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層広域化・多様化する中で、児童買春や児童ポルノを始めとするSNS等の利用に起因する被害児童数は近年増加傾向にあります。京都府においても昨年自画撮り被害を含む児童買春・児童ポルノ禁止法での検挙数は増加しております。加えて、子どもの性を売り物にする「JKビジネス」といわれる営業が全国的に出現するなど、子どもの性をおびやかす深刻な状況となっています。

また、全国では青少年による大麻事犯の検挙人員が急増かつ低年齢化するなど、薬物汚染の危険が高まってきており、京都府においても16人もの少年が昨年1年間で検挙・補導されています。

このため、青少年の規範意識の醸成はもとより、安心できる居場所づくりに努め、非行を行った青少年の立ち直りを社会全体で支援していくことが重要です。また見守り活動や、青少年を取り巻く社会環境の改善を、保護者、学校や警察、その他の行政機関、関係事業者が一体となって取り組んでいかなければなりません。

時代を担う青少年の育成は私たち大人の責務です。

府民一丸となって、青少年が夢や希望を持って未来に羽ばたける社会を築いていきましょう。

令和元年7月6日

京都府知事 西脇 隆俊